

# 入楞伽經における肉食の禁止

——はしがき・梵文「食肉品」和訳・梵文訂正——

安井 広 濟

## はしがき

1 (安井)

原始仏教においては、周知のように、肉食の禁止は絶対的でない。原始仏教では、生類の肉が自分のために殺されたものであることを「見ず、聞かず、疑わない」ものならば、食うても罪を犯したことになる、とされている。三種の浄肉といわれるものが、これである。肉食を禁止し肉味に執着すべきでないというのが、むしろ仏教の一般的立場であるが、釈尊は施されるままに随時に供物をうけられたようで、原始仏教における肉食の禁止にはある制限があり、肉食はある程度、許可されていた。これは、社会的な環境や、その他、種々の事情によつて、現実において全く肉食しないということが、実際

上、きわめて困難であつたからであると思われる。しかし、大乘仏教になると、肉食の禁止は絶対的であり、肉食は全く許可せられない。ことに入楞伽經は肉食禁止の一章（食肉品）をもうけ、肉食を徹底的にきびしく禁じている。これは、原始仏教において、ある程度の肉食を許可したことが、法規・法文として形式化し、肉食の肯定に都合よく解釈されるにいたつたからではなからうか、と思われる。法規を犯さぬかぎり肉食をしてもよいという形式主義は、肉食主義者によい口実となる。三種浄肉の制定も、肉食主義者のよい口実となる。おそらく、このような点からであろう、入楞伽經によると、三種浄肉を許可する古い原始仏教の法規は取り消され、八世尊によつて肉食は適當であると許された、規定

された食の中に肉食が説かれ、また、肉は如来によつても食われた、と伝説する人々Vは、八種々に律を分別し説明し、有身見にまとわれ、味の愛著に耽る愚痴の人々Vであり、八如来にたいして不正な中傷の心をいだくものVであり、八三種の淨肉は、階梯の脚を設置する道理をもつて、順序次第のために設けられたものであるVといわれている。おそらく、入楞伽経は、三種淨肉の法規を都合よく解釈する、肉食肯定の形式主義におちいらず、これを方便説とし、むしろ、三種淨肉の法規に意味される肉食禁止の眞精神を強く打ちだそうとするのであろう。大乘仏教の徹底的な肉食禁止の態度は、ここに由来すると思われる。

しかし、いつたい、何故に肉食は嫌われ、禁止されるのであろうか。入楞伽経によると、この肉食禁止の理由が故拳せられているが、これは、およそ、次のような点に要約される。

- ① 肉は精血汚汁より生ずるから不淨であり、また、悪臭があるから。
- ② 肉食者は生類を恐怖におとし入れるから。
- ③ 肉は過去の仙人の食物でなく、聖なる人々にすてられるから。

④ 肉食をすると、仏教には沙門道がなく清淨行がない、と非難されるから。

⑤ 肉食はヨーガ (yoga) の完成の障害になるから。

⑥ 肉食は、八一切衆生を親族・眷族であるとおもいVあるいは、八一切衆生を一子の如くにおもうV慈悲の精神にそむくから。

これらの理由のなかで、入楞伽経が最も強調する理由は⑥であつて、八一切衆生を一子の如くにおもうVとか、  
 ⑥ 慈悲 (Kṛpā) という語が繰り返され用いられている。生類にたいして一子の如き深い思いやりをもつ美しい慈悲の心情は、なににもまして、肉食禁止の最大の理由といわねばならない。しかし、また①の理由の如きものも注意すべきであつて、この理由によつて、不快な悪臭があるかぎり、肉のみならず八酒、葱、韭、蒜もはなれるべし。V (詩頌 1, 5) であり、肉食の禁止がかならずしも肉食主義を意味しないことが、了解される。また④の理由も注意すべきであらう。これは、肉食について仏教々団にとかくの非難や中傷があり、したがつて教団に動揺があつた事実を示すもので、肉食の禁止が、このよ  
 うな教団の動揺を防ぐというよな、対社会的な意図の下にもなされたことは注意すべきである。また⑤の理由

も重大である。肉食が人々の心を高ぶらせ官能的にして静かなヨーガの修行の障害になるとすれば、肉食はつづしまなければならぬ。經典には、肉食の禁止について右にあげたほか、八はかりきれない理由があるVといわれているが、ともかく、以上の如き理由によつて、肉食が不適當(akalpya 不淨)であり、八三種の淨肉(Suddhānāśa)も実存在しないV(詩頌12)といつて、肉食の不適當を徹底的に反省せしめ、仏教の肉食禁止の精神をあらわそうとするのが、入楞伽經の立場である。經典は、「食肉品」の終りにあたり、八わたくし(如来)が声聞たちに肉食を許し、あるいは、みずから肉を食うたということは、これは全くいわれのないことであるVと、力強く結んでいる。

梵文入楞伽經にたいする研究のまとまつた業績として、鈴木大拙博士の英文の「翻譯」・「研究」・「索引」の三部の大作があり、梵文和訳としては「光寿会」より出されたものと、故泉芳環教授の「邦訳梵文入楞伽經」がある。しかし、入楞伽經は文体が難渋であり、かつ、南条本の脚註に示されているように、梵文の写本に多くの出沒異同があるために、その和訳には数多くのあらためねばならぬ箇所が見いだされるように思われる。ここに

取り扱つた「食肉品」についても、これは同様である。筆者は、梵文入楞伽經を手にするたびに、強くこの感にうたれてきた。そこで筆者は、準梵語原典としての価値をもつチベット訳を依用し、これの助けによつて、梵文を解読した。なお、筆者はチベット訳とともに、智吉祥賢(Jñānasrībhadrā)の「入楞伽經註」を参考にする。ことが入楞伽經の解読に必要であることも経験しているが、どういうわけか「食肉品」の註釈は本文にしたがつた註釈でないで、これはあらためて、別の機会に研究することにした。しかし、筆者は、本文のチベット訳を依用しただけで、梵文本文にかなり多くの訂正箇所を発見し、また、全体の訳文のうえにも正確さと読みやすさを増すことができた、と考えている。すでに梵文和訳が二冊も出ているのであるが、これが、あえて「食肉品」の和訳を以下に発表する所以である。以下の和訳には、内容にしたがつて、(1)マハーマティの請問 (2)世尊の聽許 (3)肉食禁止の理由 (4)規定の食物 (5)肉食の過罪 (6)淨肉の禁止 (7)詩頌 の七つの見だしをつけた。改行は、かならずしも南条本にしたがつていない。改行も内容にしたがつて、自由にした。

和 訳

1 マハーマティの請問

實に、そのとき、マハーマティ菩薩摩訶薩は、〔以上 P. 244 のように〕、世尊に諸偈をもつて問いおわり、つづいて、また〔世尊に次のように〕請うた。

如来・応供・正等覺者なる世尊よ、肉食 (māṃśa-bhā-krāṇa) における功德 (guṇa) と過罪 (dosa) とをわたくしに示してください。それによつて、未來と現在のときに、わたくしと他の菩薩摩訶薩は、肉食鬼の衆生 (kravyāda-sattva) の習氣によつて熏習された、肉食を欲求するところの、もろもろの衆生の肉味の愛著を放棄せしめるために法を説き、かれら肉食をたしなむもろもろの衆生が、肉味の愛著を除いて法味の食を求めることにより、一切衆生に一子の如き愛をもち、相互に大慈を得、得おわつて、一切の菩薩の地において所作を完成し、速かに無上なる〔如来の〕正等覺をさとり、あるいは、声聞と獨覺の地に休息し、〔次第に〕無上なる如来地にちかづくことができるようにしたいと思ひます。ともかく、世尊よ、ローカーヤタ (Lokāyata) の見解に執着し、有・無の主張、断常の論をなす、邪説の法の他の

外道たちによつても、肉を食うことは禁止され、また、みずから食うことがあります。いわんや、世間の保持者である汝の慈悲一味となり正等覺し指標となつた教説において、みずから肉を食ひ、また、食うことが、いかにして禁止されないでありましょうか。一切世間の哀愍者であり、一切衆生を一子の如く見る者であり、大悲を有する者である世尊よ、わたくしと他の菩薩たちが眞實にもろもろの衆生に法を説くことができますように、哀愍して、肉食における功德と過罪とを、わたくしにたくみに示してください。

2 世尊の聽許

世尊はのたもうた。「マハーマティよ、實に、あきらかに聞け、よく思念せよ。わたくしは汝のために説くであろう。」と。「善きかな、世尊よ」と、マハーマティ菩薩摩訶薩は世尊に聽從した。

3 肉食禁止の理由

世尊は、かれに、次のようにのたもうた。  
マハーマティよ、はかりきれない理由のために、慈悲 (kṛpā) を自体とする菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない (abhakṣya)。しかし、わたくしは、それらのなかの一部を説こう。

マハーマティよ、この世の中で、かの長い経路をもつて輪廻しつづつあるもろもろの有命者にとつて、母、若しくは父、若しくは兄弟、若しくは姉妹、若しくは男子、若しくは女子、若しくは親族、若しくは眷族、若しくは朋友の、いづれにもならないような、得やすい姿の衆生は、なにも存在しない。それら眷族や朋友となるものが他の生に依身を転じて鹿、家畜、鳥の生処にあるときに〔この〕一切の有命の生類より生じた肉が、仏法を欲し一切の生類の自体にちかざうと欲する菩薩摩訶薩にとつて、いかにして、食うべきものであろうか。マハーマティよ、羅刹鬼すらも、もろもろの如来の法の善法たることを聞き、肉食を中止し、羅刹鬼の自性をはなれ、少分の慈悲あるものとなる。<sup>P. 245</sup> いわんや、法を欲する人々においては、もとよりである。このように、マハーマティよ、ともかく、それぞれの生存の場所において、一切衆生が親族、眷族であるという思いをもち、一切衆生を一人の如く思うことを修習するために、慈悲を自体とする菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、徳行ある (caritravat) 菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない。過失によつてすら一切の肉は食うべきものでない。マハーマティよ、狗と

驢と騾と馬と牛と人の肉等は、世間にとつて食うべきものでない。しかし、マハーマティよ、露店の中で、屠業者たちは所得のために、「それらは食うべきものである」といつて、売つてゐる。ゆえに、またマハーマティよ、菩薩にとつて肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、また、精血汚汁より生ずるから、清浄を欲する菩薩にとつて、肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、また、もろもろの生類を恐怖せしめるから、慈心をぞむヨーギン (yogin) である菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものではない。たとえは、

マハーマティよ、もろもろの狗は、屠殺者 (domba) と下賤種 (candala) と漁者 (kaivarta) 等の肉食の人々 (pishasin) を遠方から見て、恐怖におびえ、「人々が自分を殺すであろう」と死を思うにいたる。このように実に、マハーマティよ、空と地と水に住する微細なる他のもろもろの生類も、肉食の人々 (manisasin) を遠方から見て、鋭い鼻によつて香を嗅ぎ、<sup>P. 247</sup>「羅刹鬼の如き人々が急速にちかざうてくる、かれらは死を疑惑せしめるものである」と考える。ゆえに、また、マハーマティよ、「生類を」恐怖せしめるから、大慈に住するヨーギンである菩薩にとつて、肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、聖ならざる人がもつ悪臭は、悪名をまねき、聖なる人に捨てられるから、菩薩にとつて、肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、聖なる人は、仙人の食物を食物とし肉と血とを食物としない。ゆえに、また、菩薩にとつて肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、また、多くの人々の心を守護するために、教説 (śāstra) にたいする誹謗を除去しようと欲する、慈悲を自体とする菩薩にとつて、肉は食うべきものでない。たとえば、マハーマティよ、世間において、

「仏陀の」教説にたいする誹謗を〔次のように〕語るものがある——かれらには、なにらかの沙門道 (śramaṇya) があるのか。あるいは、また、いずかに清淨行 (brahmanya) があるのか。かれらは、過去の仙人のもろもろの食をすて、もろもろの肉食鬼のように肉食し、腹を満たして、空と地と水に住する微細なる諸生物をおびえさせつつ、この世間をあまねく徘徊する。かれらには沙門道は破られ、かれらには清淨行は失なわれ、かれらには法なく、律もなし。——と、多くの方法で害心をもつて、教説を誹謗する。それゆえに、マハーマティよ、多くの人々の心を守護するために、教説にたいする誹謗を

除去しようと欲する、慈悲を自体とする菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、また、「肉は」死屍のもつ悪臭と嫌悪にひとしい。ゆえに、菩薩にとつて、肉は食うべきものでない。実に、マハーマティよ、死せる人の肉が焼かれるときと、それより余他の有命者の肉が「焼かれるとき」と、なにら香の差別はない。両者の肉が焼かれるときに、悪臭はひとしい。ゆえに、また、マハーマティよ、清淨を欲するヨーギンである菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない。

マハーマティよ、墓所に住するものたちにとつて、また、森林の住所や非人の住所や辺境の地や坐具に住して慈心をたのしむヨーギンである瑜伽行者たちにとつて、また、密呪 (vidya) を持するものたちや、密呪を完成しようとするものたちにとつて、また、密呪を完成し解脱の障害を克服するために大乘へ趣入するもろもろの善男子・善女人にとつて、「肉食は」一切のヨーガ (yoga) の完成を障害するものであると見られるから、また、マハーマティよ、自他の身体を利益しようと欲する菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない。

「マハーマティよ、また」、色を所縁とする識が縁と

なつて味覚が生ずるから、一切の生類を自己とする慈悲を自体とする菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものではない。

マハーマティよ、また、もろもろの天人もそれ(肉食)を捨てるから、慈悲を自体とする菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない。

P. 249  
マハーマティよ、また、実にこの生において、かの口はきわめて悪臭があるから、慈悲を自体とする菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない。

〔肉食の人は〕、眠つても安らかでなく、覚めても安らかでなく、毛が豎立する悪夢を見る。空舎に在つて独りはなれて住するとき、もろもろの非人が精気をうばう。かれらは、つねに恐怖し、たちまち恐怖して、戦慄におちいる。また、食物の量を知らず、食うたものと、飲んだものと、咀嚼したものと、味わつたものとの、正しい味と消化と生長などをえず、多くの虫けらと癩との源となり、多くの疾病に嫌悪の想いを生じない。△〔肉〕食は子の肉の如く、葉の如し√と、わたくしが説いたとき、マハーマティよ、いかにしてわたくしは、聖ならざる人に用いられ、聖なる人に捨てられ、多くの過罪をもたらし、多くの功德よりはなれ、仙人でない人の食とし

て定められた、不適當な (akalya 不淨な) 肉と血の食を、もろもろの弟子に許さうか。

#### 4 規定の食物

マハーマティよ、わたくしはまた、一切の聖なる人に用いられ、聖ならざる人に捨てられ、多くの功德をもたらし、多くの過罪よりはなれ、一切の過去の仙人によつてもたらされた食物を、許した。すなわち、〔わたくしは〕米 (sali)、大麦 (yava)、小麦 (godhuma)、緑豆 (mudga)、豆 (masa)、小豆 (masura) など、および酪 (sarpj)、油 (taila)、蜜 (madhu)、粗糖 (phanita)、黒糖 (guda)、蜜糖 (khanda)、糖汁 (matspandika) などにおいて調べられる食物を、適當 (Kalya 淨) であるとした。

しかし、マハーマティよ、未来の世において、種々に律 (vinaya) を分別し論議し、肉食鬼の種族の習気に熏習せられ、味の愛執にあざむかれた、一類の愚痴の人々にとつて、以上は規定の食物として説かれぬ。しかしマハーマティよ、過去の勝者に供養し、善根を植え、〔律を〕信じて分別しない、多くの積迦種にぞくする善男子・善女人にとつて、すなわち、身体と生活と財物に執着せず、味を貪求せず渴望せず、慈悲心をもち、一切

の生類の自己たることを認めようとし、一切衆生を一人の如くに愛する見解をもつ菩薩摩訶薩にとつて、「以上は規定の食物」であると、わたくしは語る。

### 5 肉食の過罪

マハーマティよ、かつて古い過去の世に、シンハ・サーウダーサ (Sinhastudasa) と名づける王があつた。かれは肉食を食うことに誤つてしたが、味にたいする極度の愛執と執着のために、人肉をも食つた。このために朋友、大臣、近親、親族の類からも捨てられた。町や村の人々から捨てられたことは、もとよりである。しかもかれは、自己の王位と国土とを捨てたため、大なる不幸を得た。

マハーマティよ、また、インドラはかつて天の王位を得たが、前生の肉を食う習気の過罪のために鷹の身となつて、斑鳩の相貌と形姿をよそおうたヴィシシュヴァカルの神を襲うた。「そこで、シヴィ王は斑鳩とひとしい」重さだけ、自己の身体〔の肉〕を〔切りとつて鷹に〕供給した。罪なき生類を慈愍するシヴィ王は、大なる痛苦をうけた。ゆえに、マハーマティよ、このような多生を經過した天の王 (インドラ) である帝釈も、自他の過罪をもたらずものであつた。いわんや、それより他なる

ものは、もとよりである。

マハーマティよ、また、他の王は馬につれ去られ、曠野をさまよい、生命の恐怖がないので、牝獅子と邪行を行じ、もろもろの子をうんだ。獅子との結合のために、王子たちは斑足などのものであり、前生における肉食の過罪の習気によつて、人の王たるものであるにかかわらず、肉食であつた。

マハーマティよ、この世において、七つの小屋がある村において (sapakutirake 'pi. grāme) 多くの肉を食うために過失にしたがうものは、人肉を食うおそるべき男鬼や女鬼としてうまれる。マハーマティよ、かれらは生を変えるとき、かくの如くに肉味に執着するために、獅子、虎、豹、犬、狼、猫、豺、梟などの多くの肉を食うものの胎や、「さらに」より多くの肉を食う怖るべき羅刹鬼などの胎におとし入れられる。そこにおちいつたものには、ほとんど人の胎は得られない。まして、涅槃が得られないのは、もとよりである。

マハーマティよ、以上、かくの如きが、肉食の過罪 (Tog) である。「しかし、肉食に」したがうものには〔過罪が〕生ずるが、これに異なつた場合には、功德が大きいことは、いうまでもない。マハーマティよ、もろ

もろの愚夫異生は、これらが功德であり、他が過罪であることを了解しない。マハーマティよ、わたくしは、かくの如き功德と過罪とを見るから、慈悲を自体とする菩薩にとつて、一切の肉は食うべきものでない、と語るのである。

マハーマティよ、若し誰れも肉を食わないとすれば、このために「誰れも有命者を」殺さないであろう。実にマハーマティよ、所得のために、多くの人は罪のない有命者を殺すけれど、他の理由のために「有命者を殺すもの」は、きわめてすくない。ああ、マハーマティよ、もろもろの人は、味の愛執にしたがうために、人肉すらも食う。まして、その他の鹿、鳥の如き有命者からでる肉は、もとよりである。マハーマティよ、多くは、肉味に愛執する愚人たちによつて、種々に綱や機具が設けられ、かれら鳥捕り、屠羊者、漁者など「の愚人」は、空を行き、地を行き、水を行く、罪のない有命者を種々に所得のために殺している。マハーマティよ、かれら暴悪の心をもつた羅殺鬼の如き慈愍の心のないものは、生類を生類と意識して殺害し、食いつつ、なにも慈愍を生じない。

## 6 淨肉の禁止

マハーマティよ、「[殺害が自ら]なされない (akrita-ka)、指示されない (akartita) 想われぬ (asankalpita)」と名づけられる適當な肉 (mahimsa kalpyam 淨肉) があるのではない。しかし、それにもかかわらず、マハーマティよ、未来の時に、わたくしの教説において出家して、釈迦種の子と認められ、袈裟の姿をたもつておりながら、邪なる究理によつて心が傷つき、種々に律を分別し説明し、有身見にまとわれ、味の愛著に耽る愚痴の人々があるであろう。「かれらは」、それぞれの肉食のため（トクシ）の似て非なる理由をもうけ、わたくしにむかつて「如来によつて肉が食われた、という」不正な中傷の心をいだくであろう。また、「肉食禁止」の義がおこつた、それぞれの因縁を分別して、次のように語るであろう。八この義のおこりは、この因縁による。世尊によつて肉食は適當なりと許された。規定された食の中に「肉食が」説かれ、また、「肉は」自ら如来によつても食われた、と伝説する。√と。しかし、マハーマティよ、どのような經典にも「肉食は」従うべきものとは許されず、規定された食の中に適當であるとは説かれない。

かりに、若し、マハーマティよ、わたくしに「肉食を」許そうとすることがあり、あるいは、わたくしの声聞た

ちに「肉食に」従うことが適當であるということがあるならば、わたくしは、墓地にあつて慈心に住するヨーギンである瑜伽行者たちや、大乘にはいつた善男子・善女人にたいし、一切衆生を一子の如く想うことを修習せしめるために、一切の肉食の禁止をなすことができず、また、なごなかつたであろう。また、マハーマティよ、わたくしは、一切の乗 (sarva-yāna) にはいつた真理を欲する善男子・善女人、あるいは、墓地にあつて慈心に住するアランニヤのヨーギンである、瑜伽行者たちにたいし、一切のヨーガを完成せしめ、一切衆生を一子の如く想うことを修習せしめるために、一切の肉の禁止を「なすことができず、また、なごなかつたであろう」。

P. 285  
 処々の教説 (desanāpāṭya) や、もうものの学処 (sikkā-āpāṭya) の中、階梯の脚を設置する道理をもつて、順序次第のために設けられた三つの限界 (vīri-kāñ) 「の淨肉」をとりあげ、それに関してなされたものは禁止せられていない。さらに、「また、ある場合には」、十種の根本的な死肉が禁止されている。しかし、この経典においては、一切「の肉」が、あらゆる場合に例外なく、すべて禁止される。なぜなら、わたくしは、マハーマティよ、肉食を誰れにも、かつて許さず、現に許さず、また、

未来にも許そうとおもわないからである。マハーマティよ、肉食は出家者にとつて不適當である、とわたくしは語る。マハーマティよ、わたくしにたいし、八如来によつても「肉が」食われたVという中傷の心をいだく、みづからの業の過罪の障害に覆われた他の愚痴の人々は、マハーマティよ、長夜に無義 (anartha) と不利 (ahita) とを生ずるであろう。マハーマティよ、聖なる声聞は、普通の人間の食物を食わない。どうして、不適當な肉と血の食物を食おうか。マハーマティよ、わたくしの声聞と独覺と菩薩とは、法の食物を食ひ、財の食物を食わない。まして、如来においては、もとよりである。マハーマティよ、もうものの如来は法身 (dārmakāya) であり、法の食物によつて立つており、財身 (amisa-kāya) ではなく、一切の財の食物によつて立つていないものではない。

〔法身は〕一切の生活と資材にたいする愛の欲望の習氣をすて、一切の煩惱の過罪の習氣をはなれ、心と智慧とがよく解脱し、一切智者であり、一切見者であり、一切衆生を一子の如くひとしく見る者であり、大悲をもてる者である。マハーマティよ、わたくしが一切衆生を一子の如く想うものであるときに、どうして、みづからの子の肉を食うことを声聞たちに許さうか。どうして、みづ

から食うことを許そうか。わたくしが声聞たちに〔肉食を〕許し、あるいは、みずから〔肉を〕食うた、ということは、これは全くいわれのないことである。

7 詩 頌

(1) 菩薩摩訶薩は酒と肉と葱とを食い、かつ、飲むべきでない。勝者の中の雄者よ、説け。

(2) 悪臭は、聖ならざる人にしたがい、悪名をまねく。

肉は食鬼の食物であり食うべきものにあらず、と大牟尼よ、語れ。

(3) 〔肉を〕食うところに過罪があり、食わないところに功德がある。マハーマティよ、肉食に過罪があることを、汝、知れ。

(4) 〔肉は〕親族より生じ、罪 (vyāhīra) より生じ、精血汚汁より生ずるから、また、生類にとつて怖るべきものであるから、ヨーギンは、肉をはなれるべきである。

(5) 種々の肉と葱と酒と非と蒜とを、ヨーギンは常にはなれるべきである。

(6) 油を〔身体に〕塗ることを捨てよ。穿孔ある床において眠るべきでない。孔くちらの中のもろもろの衆生の住処に大なる恐怖があるから。

(7) 〔肉〕食から放逸 (dūṭṭa) が生じ、放逸から分別が生ずる。貪欲は分別から生じたものである。故に、〔肉を〕食うべきでない。

(8) 貪欲は分別から生じ、貪欲によつて、心が惑わされる。惑 (mūḍha) には結合 (saṅgati) があり、生じて解脱せず。

(9) 儲けのために衆生が殺され、肉のために代価が与えられる。それらは、二つながら罪業 (pāpa-kamma) であり、叫喚〔地獄〕などに成熟する。

(10) 牟尼の言葉を超えて肉を食う悪恵のものは、二種の世間を破壊するためである、と釈迦の教説に教えられる。

(11) 悪業をもつものたちは、きわめて怖るべき地獄へ行く。肉を食うものたちは、暴悪〔の心〕や叫喚〔地獄〕などに成熟する。

(12) 想われない (akālipita)、勧められない (avācīta)、求められなく (acodita) 三つの限界の淨肉 (suddha-māṁsa) も実には存在しない。故に肉を食うべきでない。

(13) ヨーギンは肉を食うべからずと、わたくしと諸仏によつて禁ぜられた。衆生は相互に食い合い、食肉鬼の種族にうまれている。

(14) 悪臭と厭患と昏迷とが生じ、下賤種や獵師の種族や

屠殺者の「種族」に練りかえし生ずる。

(15) かの最下賤の人は、女鬼の種族の胎や肉食の種族に  
うまれ、羅殺鬼や猫の胎にうまれる。

(16) 象腋 (hasikṣaya) と大雲 (mahamegha) と涅槃  
(nirvāṇa) と央掘摩 (aṅgulimalika) と入楞伽 (laṅkāva-  
tara) の經典において、わたくしは肉を遠離した。

(17) 諸仏と諸菩薩と諸声聞によつて「肉は」禁ぜられる。  
若し、無恥にして食うならば、常に昏迷が生ずる。

(18) 智あるものと財あるものとは、肉等をはなれること  
により、バラモンの種族に、あるいは、ヨーギンの種  
族にうまれるであらう。

(19) 見 (dṛṣṭi) と聞 (śrūta) と疑 (viśaṅka) とによ  
つて、一切の肉をはなれるべきである。しかし、食肉  
鬼の種族に生ずる究理者たちは、「これを」了解しな  
い。

(20) 貪欲が解脱の障害になるように、肉と酒等は「解脱  
の」障害になる。

(21) 未来の時に肉を食う愚痴の論者は、人肉は適當であ  
り非難すべきものでない、と仏によつて説かれたこと  
語るであらう。

(22) 肉食は薬「の如く」、また、子の肉とひとしい。  
P. 269 「故に」、ヨーギンは「肉に」したがわず、乞食を行ず  
べきである。

(23) 「肉食は」、慈心に住する人々にたいし、常にどのよ  
うな場合というとも、わたくしによつて禁止される。

「肉食の者は」、獅子と豹と狼などと一処に生ずるであ  
らう。

(24) 解脱の法と矛盾するから、人々を恐怖せしめる肉を  
食うべきでない。これは、聖なる人々の憧である。

以上、入楞伽の一切の仏の教説の必要の中、食肉品  
第八。

註 一般に三種の淨肉といえ、 「自分のために殺され  
た肉であることを見ず、聞かず、疑わないもの」をさ  
すようであり (cf. Mahāvagga p. 238) 詩頌(19)では、  
見 (dṛṣṭi) 聞 (śrūta) 疑 (viśaṅka) とつて語が  
用いられている。しかし、詩頌(22)では「想われな  
い (akalpitā) 勸められぬ (ayacita) 求められぬ  
(acodita) 三淨肉」といわれ、本文では「殺害が自  
ら」なされぬ (akṛitaka) 指示されぬ (akarita) 想  
われぬ (asānikalpitā) 淨肉」といわれている。  
三淨肉の解釈の發展であらうか。

梵文訂正

○のなかの数字は梵本の行数を示す。

P. 245 ⑨ upadeśa→pradeśa ⑭ bandhor→bandhu

⑮ upaśrutyopagata→upaśrutyāpāgata

P. 246 ④ bodhisattvasyābhakṣyaṃ māṃsam | vyabhi-  
cārādapi → bodhisattvasya | abhakṣyaṃ māṃsam  
vyabhicārādapi ⑬ iccha ? ⑯ saṃniśritānsūksma  
→saṃniśritātsūksma

P. 247 ⑩ ṛṣi→ṛṣi ⑲ saṃniśritānsūksmāstrāsayaṃto  
jantūn→saṃniśritātsūksmān jantūn ⑲ paryaṭan-  
nihatam→paryaṭanti nihatam

P. 248 ⑩ cāman→cātan

P. 249 ⑦ khādītākhādītasya→khādītāsvādītasya

P. 250 ⑤ vāsītāvāsītānān→vāsanāvāsītānān

P. 251 ④ māṃsahetoḥ 不要か。

P. 252 ① putrā→putrah ⑧ āsana rākṣasā→āsana-  
rākṣasā

P. 253 ⑦ na 不要か。⑦ kimkanikrītarukṣa cetasān ?  
〔Tib. rñon par gyur baḥi sems gtun ba can〕

13 ⑧ gat ? yad か。⑨ ghrīnotpadyate→ghrīnotpady-

ante ⑩ anujānyam→anujānyam

P. 256 ② sam→san ④ asmiñ→aham ? ⑦⑧ 梵文

にかなりミスがあると思われる。読みがたいのでチベ  
ット訳にしたかった。